

固定資産の縦覧・閲覧

4月1日から開始

令和2年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次の通り行います。

希望する人は運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができる物を持ってきてください。法人の場合は代表者印が原則必要となります。

日曜開庁では行っていませんので、注意してください。

場所⇨資産税課(市役所2階)、下総・大栄支所

土地・家屋価格等縦覧帳簿

期間⇨4月1日(水)～30日(木)

内容⇨土地・家屋価格等縦覧帳簿

で、周辺の土地や家屋の価格を比較し、自分の土地・家屋の評価が適正か確認する

対象⇨納税者本人、納税者の委任状を持ってきた人、納税管理人、相続を証明する戸籍謄本などを持ってきた相続人

手数料⇨無料

固定資産課税台帳

期間⇨4月1日(水)から

内容⇨固定資産課税台帳で自分の土地・家屋の価格を確認する(借地人・借家人なども借用部分を確認可能)

対象⇨所有者本人、所有者の委任状を持ってきた人、納税管理人、相続を証明する戸籍謄本などを持ってきた相続人、借地・借家人(賃貸借契約書が必要)

手数料⇨無料(5月1日(金)からは1名義につき300円)

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

生産緑地地区

変更案を縦覧できます

市では、災害や公害の防止、農業と調和した都市環境の保全などに役立つ土地を生産緑地地区とし

て指定しています。その区域の変更案(廃止)を縦覧できます。

縦覧・意見の提出期間⇨4月1日(水)～15日(水)(必着)

縦覧場所⇨公園緑地課(市役所5階)

意見の提出方法⇨直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで公園緑地課(T286・8585)

花崎町760 FAX22・449

3 Eメール koen@city.naria.chiba.jp

※くわしくは同課(☎20・1562)へ。

尿のくみ取り

早めに連絡を

引越などできみ取りが必要・不要になったとき、世帯主などを変更したときは、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。

支払いは便利な口座振替で

料金の支払いは口座振替の利用が便利です。納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、市内の指定金融機関または郵便局で申し込

んでください。

※くわしくは環境衛生課へ。

夕焼け小焼けの放送

4月から午後6時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

日没時間などに合わせ、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を、4月からは午後6時(3月31日(火)までは午後5時)に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

住宅用省エネルギー設備

設置に補助金を交付

市では、地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置した人や、設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

補助を受けるには、設備を設置



した日または設備が設置された住宅を購入した日の翌日から2年以内に申請が必要です。

対象設備と補助額(上限額)

- 太陽光発電システム…9万円
- 燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)…8万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池…10万円

- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器…1万円
- 太陽熱利用システム…5万円(強制循環型のみ)

○地中熱利用システム…10万円

※くわしくは環境計画課(☎20・1503)または市ホームページ(https://www.city.naria.chiba.jp/kurashi/page1112_00.html)へ。

子ども会のバス利用

活用してください

市内の子ども会は、社会教育施設の見学や体験活動などを行う際に、市の委託バスを利用することができます。利用目的が教育活動にそぐわない場合や予定台数に達した場合は利用できません。

申し込み方法 利用日の前々月の25日(土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに生涯学習課(☎20・1583)へ
※くわしくは同課へ。

地域公共交通網形成計画

意見を募集します

市では、公共交通サービスを維持し、生活に必要な移動手段を確

保するため、将来の公共交通の在り方を示す「地域公共交通網形成計画」の策定を進めています。策定に伴い骨子案を作成しましたので、公表し意見を募集します。

意見・意見の提出期間 3月16日(月)～4月15日(水)(必着)

閲覧場所 都市計画課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)
意見の提出方法 直接・郵送・FAX・Eメール・インターネットサイト「ちば電子申請サービス」のいずれかで都市計画課(☎286・8585 花崎町760 FAX22・4493 Eメール☎)

市長日誌

2月16日(日)～29日(土)

- 16日 青少年交流綱引き大会
- 17日 成田市・成田市建設業災害対策協会意見交換会
- 18日 参議院予算委員会成田空港視察議会運営委員会
- 19日 定例記者会見
- 21日 3月定例市議会開会(～3月19日)
- 22日 スポーツを通じた共生社会講演会 成田西中学校男子卓球部 第21回
- 26日 全国中学選抜卓球大会出場激励会
- 27日 市議会本会議一般質問(～3月3日) 成田市レクリエーション協会 創立20周年記念式典
- 29日



定例市議会で(21日)

shikei@city.narita.chiba.jp
結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

市税の督促状

様式が変わります

市税の未納がある場合に市から送付する督促状が、4月発送分から次の通り変更となります。

○納付書の機能が付き、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで、督促状に記載された分の納付が可能になる

○未納分の記載が直近の期別のみになる

様式が変わるのは、市県民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税です。

なお、納付の時期によっては行き違いで督促状が送付される場合があります。

重複して納付された場合は過納分が還付されますが、手続きによつては還付までに時間がかかることがあります。領収書を保管しておくなど納付状況を把握できる

ようにしてください。
※くわしくは納税課(☎20・1519)へ。

法人市民税

一部で電子申告が義務化

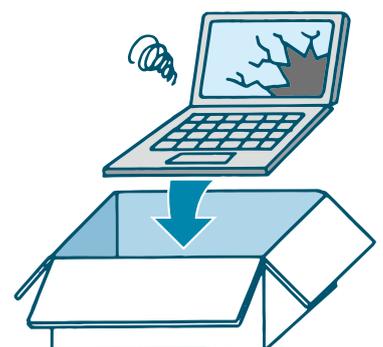
資本金が1億円を超える法人などの法人が行う法人市民税の申告について、4月1日以降に開始する事業年度分から、eLTA^{エルトックス}による電子申告での提出が義務化されました。電子申告を利用するには事前に届け出が必要です。手続きなどについては、地方税共同機構(☎0570・081459)へ問い合わせてください。

※くわしくは同機構へ。

パソコンの処分

リサイクルマークを目印に

家庭で不要になったパソコンは製造したメーカーに回収を申し込んでください。廃棄するパソコンにPCリサイクルマークが貼り付けられている場合は、無料で回収できます。マークが貼



付けられていない場合や対象機器のメーカーがすでにない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会(<https://pc3r.jp/home/pc3r-association.html>)に申し込んでください。回収は有料です。また、一部の家電量販店でも回収を行っています。

※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

所得税の申告期限が延長

所得税の確定申告の受付期間が、4月16日(休)まで延長されます。

市役所での受け付けは3月16日(月)までです。3月17日(火)以降の申告については、成田税務署(☎28-5151)へ問い合わせてください。

※くわしくは同署へ。

財政援助団体等監査

令和元年度の結果を公表

令和元年度に実施した財政援助団体等監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 三浦 弘

同 佐々木 宏之

同 油田 清

期日 令和2年1月15日

対象 〓さくらの山管理企業組合、観光プロモーション課

方法 〓監査の対象とした団体の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、業務が公の施設の設置目的を効果的に達成しているか、実施計画に基づいて事業が適切に行われているかに主眼をおいて、提出された関係書類などを調査するとともに、関係職員から説明を受けた

結果 〓監査の対象とした団体の指定管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。成田市さくらの山が本市を代表する観光施設の一つとして、利用者にとってより良い施設となるために、

指定管理者にあつては、今後も更に質の高いサービスを提供されるよう要望する。また、所管課にあつては、指定管理者と一層綿密な連携を図り、設置目的の達成に向け、適切な指導監督に努められたい

〓くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

住宅無料耐震相談

建築士が対応します

市では月1回、建物の耐震性や改修についての相談を無料で受け付けています。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(9ページ)で確認してください。

対象 〓一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自らが居住している人

定員 (1日当たり) 〓6組(先着順) 持ち物 〓図面(持っていない人は簡単な間取り図)

〓申し込みは開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

災害発生時の心得

落ち着いた行動を

職場や学校など、外出先にいるときに大規模な災害が発生すると公共交通機関を使って自宅に帰ることが難しくなります。

災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあり危険です。また、路上や駅周辺で大規模な交通渋滞が発生するなど、優先されるべき救助・救急活動の妨げになります。むやみに移動せず、落ち着いて次のような行動を心掛けましょう。

- 〓自分の身の安全を確保する
- 〓職場や集客施設などの安全な場所



所で待機する

〓災害用伝言サービスで家族の安否や自宅の無事を確かめる

〓交通情報や被害情報などを入手する

日頃から備えを

災害の発生を想定して、日頃から次のような備えをしましょう。

- 〓携帯ラジオや地図を持ち歩く
- 〓職場などに歩きやすいスニーカー、懐中電灯、手袋、飲料水、食料などを用意しておく
- 〓事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておく
- 〓徒歩で帰宅する場合の経路を確認しておく

もしもに備え登録を

市では、防災情報などをメールでお知らせする「なりたメール配信サービス」を行っています。登録方法は下記の通りです。

配信される情報(選択可) 〓防災情報、大気に関する情報、消防情報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

〓くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。登録方法については、祝日を除く月々金曜日の午前9時〜午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・055・783)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 〓防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
 - 〓市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
 - 〓防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
 - 〓なりたメール配信サービス(事前登録が必要) 右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- 〓くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス